

玉城町告示101号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年7月30日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
坂本
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年7月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
経営体数  
法人 3経営体  
個人 2経営体  
集落営農（任意組織） 0組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
・農地の貸し借りは、原則農地中間管理機構を利用する。
- 6 地域農業の将来のあり方  
・農地交換を行い、団地化を図り、畦畔をぬき、1圃場の面積を広げ、機械作業の効率化、また畦畔の除草作業の軽減を図っていききたい。  
・当分の間、町外の担い手の協力を得て集約していききたい。